

産業構造転換枠における地域指定の公募に関して

第10回公募で新設される事業類型：産業構造転換枠では、地域における基幹大企業及びその子会社等が撤退することにより、市区町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業又はその子会社等との直接取引額が売上高の10%以上を占める事業者も補助対象としています。

下記要件を満たし対象地域としての指定を希望する自治体は、「事業再構築補助金産業構造転換枠対象地域の指定申請書」を事業再構築補助金事務局へ提出してください。

要件

- ・地域における基幹大企業及びその子会社等が撤退した、若しくは撤退することが公表されており、それに伴い市区町村内総生産の10%以上が失われると見込まれること。※2020年4月以降の撤退に限る。
- ・事業者から「市場縮小要件を満たすことの説明書（基幹大企業撤退）」が提出された場合、取引状況を確認の上対象企業として認定することを誓約すること。

注意事項

- ・本申請は自治体（市区町村）からの申請のみを受け付けており、事業者からの申請は受け付けていません。
- ・地域における基幹大企業の“撤退”のみを対象としており、一部の事業を停止するような“規模縮小”の場合は対象となりません。
- ・提出された根拠資料の内容に基づき審査させていただきます。

申請受付期限

令和5年3月24日（金）18時まで

※申請自体は随時受け付けますが、上記期限までに受け付けた申請については、審査のうえ第10回公募開始時点で公表を行います。

申請方法

下記のメールアドレスへ申請書及び添付資料を送信してください。

tenkan_chiiki@jigyo-saikouchiku.info

ご不明な点等ございましたら、下記コールセンターまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】 事業再構築補助金コールセンター

受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）

電話番号：ナビダイヤル／0570-012-088

I P電話用／03-4216-4080